

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度大潟村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	22,000千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	435,069千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	101,411	13,256			7,100	81,055
	障害者福祉事業	58,009	40,166			1,300	16,543
	高齢者福祉事業	50,692	445		16,588	2,000	32,565
	児童福祉事業	55,756	46,848			660	8,248
	小計	265,868	100,715		16,588	11,060	137,505
社会保険	国民健康保険事業	17,295	8,769			630	7,896
	介護保険事業	38,129	63			2,810	35,256
	後期高齢者医療事業	33,875	5,695			2,000	26,180
	小計	89,299	14,527			5,440	69,332
保健衛生	疾病予防対策事業	57,408	1,964		4,599	3,800	47,045
	診療所事業	22,494				1,700	20,794
	小計	79,902	1,964		4,599	5,500	67,839
合計		435,069	117,206		21,187	22,000	274,676